

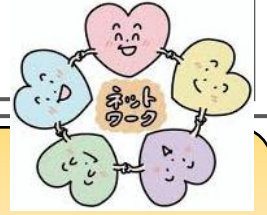


PACガーディアンズ通信



第35号 2023年3月3日

発行: 特定非営利活動法人PACガーディアンズ



PACガーディアンズ定例勉強会に参加して 令和5年2月4日(土)

千葉県内の中核機関の活動状況と課題～更なる権利擁護支援のネットワークづくりに向けて～
監事 池亀 由紀江(司法書士)

【第1部】 中核機関3か所からのお話

①最初に、千葉市社会福祉協議会千葉市成年後見センター所長の佐藤正幸氏から、中核機関の4つの機能をご紹介いただきました。中核機関は「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関」と説明されており、「本人を後見人とともに支える『チーム』による対応」、「地域における『協議会』等の体制づくり」とともに、地域連携ネットワークの3つの基本的仕組みの1つに挙げられています。具体的な活動が今一つよくわかっていませんでしたので、4つの機能のご紹介で理解ができました。さて、その機能の1つ目は「広報」。講演会、出前講座、パンフレットの作成配布等を行っているということでした。2つ目は「相談」。令和2年度以降は年間2000件を超える相談を受け、その中には後見人等と本人やその親族との間のトラブルに関するものもあるという紹介が印象的でした。わが身に返して緊張感を持って対応すべきことと改めて心に留めました。3つ目は「成年後見制度利用促進」。申立て支援、利用支援に関するケース検討会開催、市民後見人養成研修を実施しているということでした。4つ目は「後見人支援」。後見人等になられている方からのあらゆる相談に対応し、裁判所への報告書の作成も支援しているということでした。今後の課題は具体的な地域連携の方法と人材育成にあると感じました。組織対組織の連携も重要ですが、最終的には、本人を中心とした権利擁護を行うチームを組成する人が最も重要であると思います。市では情報や考え方の共有、教育（研修及び研鑽）の機会を充実させているとのことでしたが、道のりは長いものになると思われ今後も地道な取り組みが必要だと感じました。

②次に、柏市社会福祉協議会のかしわ福祉権利擁護センター渡辺一輝氏から、同様に、4つの機能について具体的な取り組みのご紹介をいただきました。千葉市と重なる部分がありますが、柏市では、広報活動の一環として、障害の子を持つ親向けの講座・座談会を行っているというのが印象

的でした。こういった活動から、親亡き後の後見制度の利用について、当事者や家族が想像する成年後見制度と実際の後見業務に差がある、報酬がネックになって利用を躊躇する等の問題点も把握できており、今後の活動として、当事者・後見人・福祉職による意見交換会を開催に取り組みむという活動方針につながっていると感じました。

③最後は、船橋市地域包括ケア推進課主任主事の国島真一氏からご報告いただきました。成年後見制度利用促進基本計画（令和4年～8年）の策定を行いそれに沿って、制度の周知、権利擁護や意思決定支援等の考え方の普及、支援ネットワーク、体制の強化、権利擁護の人材育成を行うことを目的として、令和4年4月、中核機関を設置、現時点では委託せず市が実施するということでした。まだ具体的な取り組みは少なく、広報と相談から行うとのことでしたが、「地域で見守り、助けが必要な人を見つけることができる仕組みづくり」という方針が印象的でした。そのために「権利擁護サポーター」養成講座を令和5年度から開催するということは、既存の市民後見人養成講座での人材育成よりも、もう少し幅広い活動、地域の見守り活動、日常生活自立支援事業の生活支援員などの活動につなげていける可能性を感じました。

【第2部】 意見交換

事前に寄せられた質問（障がいのある方の受任に関する考え、職員等の教育や指導、専門職との連携）について報告者の方々からご意見をいただきました。人材の育成にはどの市でも苦勞されていること、中核機関として先駆的な千葉市や柏市においても実施するほどに問題点や課題が見えてきていると感じました。第二期成年後見制度利用促進基本計画の副題に、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」とあり、どの中核機関でもこの理念を念頭において取り組まれていくものと思いますが、理想と現実を少しでも近づけるように、それぞれの立場で、そして私自身も私のできる役割の中で取り組んでいきたいと思いました。



「平常時」の顔って？

理事 滑川里美

マイナンバーカードの申請に必須の写真。私が代理で申請した被後見人さんの交付申請書が「笑顔等、平常時と著しく異なる表情、またはポーズ等により被写体の身体の一部が写り込んでいるため受付できません」と再手続きをするようにとの通知が来ました。写真撮影の時は、施設の職員さんが、正面を向いた瞬間を捉えるために様々な工夫をしてくれました。普段、ご本人に接している人が見れば写真の顔は「平常時」の顔。改めて「平常時」の基準は何だろうと考えてしまいました。

マイナンバーカード総合サイトで「宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆う写真を使用する方や、乳幼児、障がいのある方又は寝たきりの方等、やむを得ない理由により適切な規格の写真を撮影できない場合、『①交付申請書の表面の氏名欄に理由を記載して交付申請書を送付②マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)に電話』のいずれかのご対応をいただくことで使用可能といたします。」との記載を見つけました。

早速、総合フリーダイヤルに電話をして、ご本人の障がいについて説明をしたところ、申請した写真で受付をしてもらえることになりました。交付申請に関する案内には「適切な写真例」は記載されていますが、国が求める「適切な写真を撮影できない場合」について対応方法の記載はなく、「合理的な配慮がない」のではと感じてしまいます。



成年後見支援センターだより



① 法人後見受任状況（令和5年2月末現在） 船橋市内 88件 船橋市外 34件

	後見類型		保佐類型		補助類型		計 人数
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
船橋市内	27人	31%	54人	61%	7人	8%	88人
船橋市外	11人	32%	19人	56%	4人	12%	34人
計	38人	31%	73人	60%	11人	9%	122人

内訳 知的障害 68件 精神障害 43件 高次脳機能障害 7件 高齢者 4件

② 成年後見支援センター職員視察研修： 令和4年12月9日・10日 参加者6名
視察先：知多地域権利擁護支援センター

③ 船橋市市民後見人養成講座の実施： 令和4年12月17日・18日 受講者7名

スマホの利用料が月額1万円超えと、バッテリー変形なので、急遽買い替えとなり、ご本人とauショップに行きました。

利用状況は、1か月30ギガ超えていて(※)あとは使い放題のプランとなり、月額7800円ほど、+本体分割代金が入れば結局1万円超えてしまいます。ご本人はギャラクシーであれば会社はどこでもよいとのこと、利用を30ギガまで抑えて使う、格安スマホ、置っただけWi-Fiスポット等、いろいろ考えましたが、最終的には他社のNTTドコモのahamoが100ギガ迄のプランがあり、使い方に対し利用料が一番抑えたものと判断しました。それから大変、他社となると、キャッシュカード決済が保佐届け出済の代理人カードではできずここで時間切れ、後日また来店。手書きの口座振替手続き、口座名が本人の氏名と合致しないため、本体分割購入できず、一括購入となりました。店員もその手続きの経験なく大変待たされ、今日こそ新しいスマホ！と期待するも空振り、トータル3回お店に通ってやっと手に入りました。(k. W)

※ギガの利用目安、毎日1時間動画視聴：16ギガ/月